

議案第48号

さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部を改正する条例

さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 児童心理治療施設（第4条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 診療所（第9条—第13条）</u></p> <p><u>第4章 市民コンタクトスクエア（第14条—第22条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第23条—第27条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">（業務）</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条第2項に規定する業務に関すること。</u></p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>子どもの心理治療に関すること。</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">（業務）</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する業務に関すること。</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>

(10) [略]

(11) [略]

(センターの構成)

第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 次条第1項に規定する児童心理治療施設

2 前項に掲げるもののほか、センターに、診療所並びにぱれっとひろば、中高生活動スペース、多目的ホール、バンドスタジオ、ダンススタジオ、調理室その他規則で定める施設及びこれらの附属設備（以下「市民コンタクトスクエア」という。）を置く。

第2章 児童心理治療施設

(設置)

第4条 センターの目的を達成するため、法第43条の2に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）を設置する。

2 児童心理治療施設の名称は、子どもケアホームとする。

(定員)

第5条 児童心理治療施設の定員は、次のとおりとする。

(1) 入所部 10人

(2) 通所部 20人

(利用対象者)

第6条 児童心理治療施設の利用対象者は、法第27条第1項第3号の規定による措置（児童心理治療施設に係るものに限る。）に係る者とする。

(費用徴収)

第7条 市長は、入所後に要する費用を法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する。

(費用の減免)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

第3章 診療所

(名称)

(9) [略]

(10) [略]

(センターの構成)

第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。

(1)～(4) [略]

(5) 子どもケアホーム

2 前項に掲げるもののほか、センターに、ぱれっとひろば、中高生活動スペース、多目的ホール、バンドスタジオ、ダンススタジオ、調理室その他規則で定める施設及びこれらの附属設備（以下「市民コンタクトスクエア」という。）を置く。

第9条 診療所の名称は、子ども家庭総合センター内診療室とする。

(診療科目)

第10条 診療所の診療科目は、児童・思春期精神科とする。

(使用料)

第11条 診療所において診療又は検査を受けた者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第12条 診療所において診断書、証明書等の交付を受けようとする者は、1通につき5,000円に100分の108を乗じて得た額以内において市長が定める手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第11条又は前条に規定する使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

第4章 市民コンタクトスクエア

第14条 [略]

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第4条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

(利用の制限)

第9条 市長は、センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 前条の利用の許可を受けたもの（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第20条 [略]

(特別の設備等の制限)

第21条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市民コンタクトスクエアを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第22条 利用者は、市民コンタクトスクエアの利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第20条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき、次条の規定により利用を拒否されたとき、又は第24条の規定により退館を命じられたときも、同様とする。

2 [略]

第5章 雑則

(利用の制限)

第23条 市長は、センターの利用について、次の

(3) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき、又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の利用の許可を受けたもの（以下「貸出施設等の利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、市民コンタクトスクエアを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第12条 [略]

(入館の禁止等)

第13条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、市民コンタクトスクエアの利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用を拒否されたとき、第12条第1項の規定により利用の停止若しくは許可の取消しの処分を受けたとき、又は前条の規定により退館を命じられたときも、同様とする。

2 [略]

各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用に条件を付し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき、又は市長が適当でないとき。

(入館の禁止等)

第24条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の利用者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

第25条 [略]

(指定管理者による管理)

第26条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条第1号及び第8号から第11号までに掲げる業務

(2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第14条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。

(2) 第15条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3) 第17条本文の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。

(4) 第18条第1項の規定により、貸出施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(5) 第20条第1項の規定により、同項第1号か

第15条 [略]

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第2条第1号及び第7号から第10号までに掲げる業務

(2)・(3) [略]

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

(1) 第4条第1項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うこと。

(2) 第5条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときに、市長の承認を得て、利用時間を変更すること。

(3) 第7条本文の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときに、市長の承認を得て、引き続いて利用することができる期間を変更すること。

(4) 第8条第1項の規定により、貸出施設等の利用の許可若しくは許可に係る事項の変更の許可をすること又は同条第2項の規定により、許可に条件を付すること。

(5) 第9条の規定により、同条第1号から第3号

<p><u>ら第3号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき、又はセンターの管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</u></p> <p>(6) <u>第21条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。</u></p> <p>(7) <u>第23条の規定により、同条第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上支障があるとき、若しくはセンターを利用させることが適当でないと認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。</u></p> <p>(8) <u>第24条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。</u></p> <p>第27条 [略]</p>	<p><u>までのいずれかに該当すると認めるとき、又はセンターの管理上支障があるとき、若しくはセンターを利用させることが適当でないと認めるときに、利用に条件を付し、又は利用を拒否すること。</u></p> <p>(6) <u>第11条の規定により、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合に許可をすること。</u></p> <p>(7) <u>第12条第1項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、利用の許可の条件若しくは指定管理者の指示に従わないとき、又はセンターの管理上特に必要があるときに、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すこと。</u></p> <p>(8) <u>第13条の規定により、入館を禁止し、又は退館を命じること。</u></p> <p>第17条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(さいたま市こころの健康センター条例の一部改正)
- さいたま市こころの健康センター条例（平成14年さいたま市条例第103号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p><u>(使用料及び手数料)</u></p> <p><u>第3条 センターの施設の利用又はセンターにおいて行う業務については、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</u></p> <p><u>2 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により、厚生労働大臣が定める療養に要する費用の額の算定方法を基準として規則で定める額とする。</u></p>

<p>第3条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>3 <u>診断書及び証明書の交付の手数料の額は、1通につき1,530円の範囲内で規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>(使用料等の徴収)</u></p> <p>第4条 <u>使用料等は、その都度これを徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(使用料等の減免)</u></p> <p>第5条 <u>市長は、必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p>
-------------------------------	--